

## 国民健康保険・後期高齢者医療

期間が延長されました

### 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

- 支給対象者** 下記のすべての条件を満たす方
- ・国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療制度被保険者
  - ・新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかつた方
  - ・勤務先から給与等の支払いを受けている方
- 支給対象日数** 労務に服することができなくなった日から起算して4日目以降就労ができない日数
- 支給額計算** 直近3か月間の給与収入等の合計額 ÷ 直近3か月間の就労日数 × 2/3 × 支給日数
- 適用期間** 令和2年1月1日から令和4年9月30日の間で労務に服することができない期間  
※ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月まで

お問い合わせ 健康保険課 国民健康保険係 ☎098-911-9163

## 国民年金保険料の免除申請について

令和4年度(令和4年7月～令和5年6月)

令和4年度(令和4年7月～令和5年6月)の国民年金保険料免除申請の受付が7月から始まります。本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が、一定の金額以下であれば申請者本人が免除を受けることができます。

### 必要書類

- 本人が申請する場合：身分証明書
- 代理人が申請する場合：代理人の身分証明書・印鑑・委任状

※免除の申請は、過去2年分(申請月の2年1か月前の月分)までさかのぼって申請することができます。  
※離職された方は、別途離職票などの証明書類が必要になる場合があります。

詳細は下記までお問い合わせください。



お問い合わせ

総務部町民課 住民年金係 ☎098-945-5012  
日本年金機構 浦添年金事務所 ☎098-877-0343

## 2022 7 西原 さわふじマルシェ通信

今年もマンゴのシーズン到来!

マンゴフェア  
7/9.10.16.17.18

全国発送  
受付可能!

お買得情報

- 毎週水曜日 お米の日  
お米ポイント2倍デー
- 毎週木曜日 タマゴの日  
タマゴM(10個入) 128円(税込)  
※数量限定 ※無くなり次第終了

さわりんダンスコンテスト

日時：令和4年7月17日(日)  
10:00~15:30  
場所：さわふじマルシェ内 特設会場

フードキッチンカーもくるよ!

JAファーマーズうんたま市場 ☎945-5151

## 介護保険広域連合からの通知をご確認ください!

【令和4年度介護保険料の決定について】

令和4年度の介護保険料が決定いたしました。納付書払い又は口座引落(普通徴収)の方は7月中頃に納入通知書をお送りいたします。年金からの天引き(特別徴収)の方は9月中頃に決定通知書をお送りいたします。

保険料のおさめ方は、①年金天引き(特別徴収)と、②納付書で納付又は口座引落(普通徴収)の2通りあります。

### ①特別徴収

偶数月に支払われる年金から天引きされます。

(対象者)

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円以上の方

介護保険料を滞納すると、介護サービス利用の際に、負担割合が3割又は4割になる等の制限があります。納め忘れないようよろしくお願いします。



### ②普通徴収

介護保険広域連合から送付される納付書で納期ごとに納めます。

(対象者)

- ・年度途中で65歳に到達された方
  - ・年度途中で他市町村から転入された方
  - ・年度初め(4月1日)に年金を受給されていなかった方
  - ・年度途中で所得の更正等があり、介護保険料額の変更があった方
- ※年度途中で特別徴収が停止となった方も、再び特別徴収へ切り替わるまでの間は普通徴収となります。

【コンビニ収納について】

コンビニでも納付が可能となり、時間や曜日を気にせず納付が可能となりましたので、ぜひご利用ください。

【お問い合わせ】 沖縄県介護保険広域連合 会計課 賦課徴収担当 ☎911-7503  
福祉課 介護支援係 ☎945-4791

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

対象世帯の取り扱いが変更となりました。

### 対象となる世帯

① 令和4年度住民税非課税世帯

(※対象世帯として追加されました)

令和4年6月1日時点で西原町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

ただし、以下の世帯は対象外となります。

- ・令和3年度住民税非課税世帯給付金をすでに受給した世帯
- ・家計急変世帯給付金をすでに受給した世帯
- ・令和3年12月11日以降の入国者

② 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、世帯全員の令和4年1月以降の収入が減少し『住民税非課税相当』の収入となった世帯

ただし、以下の世帯は対象外となります。

- ・令和3年度または令和4年度住民税非課税世帯給付金をすでに受給した世帯
- ・家計急変世帯給付金をすでに受給した世帯

※なお、①、②いずれも、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

給付額 1世帯あたり10万円

### 申請方法

- ①の世帯 → 支給対象と思われる世帯に7月中旬に確認書等を順次送付する予定です。  
※新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送による返送にご協力ください。
- ②の世帯 → 申請が必要です

### 申請期限

- ①の世帯 → 町から確認書等を送付してから3か月程度
- ②の世帯 → 令和4年9月30日まで

申請場所 西原町役場 健康保険課

受付時間 9:00~11:30 13:30~16:30

給付方法 原則、口座振込となります

### 制度についてのお問い合わせ

内閣府コールセンター ☎0120-526-145  
受付時間：午前9時から午後8時(土日祝を除く)

※詐欺被害にご注意ください! 不審な電話や郵便物等については、消費生活センターや警察署などにご連絡ください。

お問い合わせ 西原町臨時特別給付金プロジェクトチーム ☎098-970-8433